

出店条件

1. キッチンカーの出店者

- 市立豊中病院キッチンカー出店事業による出店者は、下記の条件を満たした者とする。

- ◆ 当該箇所で営業を認める営業許可証を有するもの
- ◆ 営業許可証の種類が自動車による飲食店営業であるもの
- ◆ 食品衛生管理者又はそれに代わる資格を有するもの
- ◆ 保健所が定める適切な衛生管理と加工（調理等）ができるもの
- ◆ PL保険に加入しているもの
- ◆ 過去３年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けていないもの
- ◆ 国税及び地方税を滞納していないもの
- ◆ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77号。以下、「暴対法」という。)第２条第２号に規定する団体(以下、「暴力団」という。)及びその利益となる活動を行う者、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）に規定する暴力団密接関係者（以下、「暴力団密接関係者」という。）でないもの

2. 出店時間

- 出店時間は、当院が認める時間とする。

3. 出店範囲

- 出店範囲は、当院が認める範囲とする。

4. 営業品目

- 販売品目は、当院が認めるものとする。なお、アルコール類の販売は認めない。
- 販売価格は、社会通念上適正な価格設定のものとする。

5. 目的外使用の禁止

- 承認を受けた目的や内容と相違した出店は認めない。
- 市立豊中病院内の従事者を営業の対象とする。

6. 設備の使用

- 出店想定場所近くの電源（100V）を使用可能。ケーブルは出店者が用意すること。なお発電機の使用を禁止するものではない。

7. 清掃

- 出店範囲にゴミ箱を設置し、適正に処分する。
- 閉店後、必要に応じて出店範囲とその周辺の清掃を実施する。

8. 安全管理

- 出店範囲又は出店に起因する事象の安全管理は出店事業者の責務とする。
- 出店事業者又は出店者の故意又は過失に基づく出店範囲又は出店に起因する事象による事故等の損害は、出店事業者が賠償する。

9. 苦情等の対応

- 出店に起因した苦情等の対応は、出店事業者が主体となって、当院と協議しながら行うものとする。

10. 行為の禁止

- 出店の権利義務の全部又は一部について、第三者に譲渡し、転貸し、又はその権利を担保に供することはできない。ただし、出店事業者に登録する事業者による出店は、これらに該当しない。
- 政治的又は宗教的な、勧誘活動及び普及宣伝活動等の行為
- 風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及びこれに類似する行為
- 当院との契約を経ずに行う営利を目的とした物品販売
- 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等の行為
- 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下、「暴対法」という。)第2条第2号に規定する団体(以下、「暴力団」という。)及びその利益となる活動を行う者、大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)に規定する暴力団密接関係者(以下、「暴力団密接関係者」という。)の活動
- 上記の他、当院が必要とみなすことができないと判断する行為

11. 承認の取消

- 病院事業管理者が必要と見なすときは、市立豊中病院庁舎管理規程第5条の承認を取り消す場合がある。

12. その他

- 病院敷地内を移動する時は、周囲の通行人に注意し徐行するものとする。
- BGMなどの放送は、利用者や院内保育所等の苦情がない範囲とする。

以上